

池田市地域子育て支援拠点事業運営業務委託仕様書

1 事業の目的

池田市地域子育て支援拠点事業（以下「本事業」という。）は、乳児又は幼児及びその保護者が地域において相互の交流を行う拠点を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うことにより、子育ての不安感等の緩和を図り、もって子どもの健やかな育ちを促進することを目的とする。

2 一般的事項

- (1) 本事業は、池田市地域子育て支援拠点事業実施要綱及び「地域子育て支援拠点事業の実施について」（令和6年3月30日付け成環第113号こども家庭庁成育局長通知）に定めるところにより、関係法令を遵守して実施するものとする。
- (2) 本事業の運営業務を委託される事業者（以下「事業者」という。）は、次に掲げる諸帳簿等を常に備え付け、本事業に関する事項を記録するとともに、必要に応じ、当該記録した事項を市に報告するものとする。なお、当該諸帳簿等については、契約期間満了後5年間保存すること。
 - ア 事業計画書及び職員配置計画書
 - イ 本事業の実績に関する記録及び統計を記載した書類
 - ウ 業務日誌及びその他利用関係書類
 - エ その他関係書類
- (3) 事業者は、利用者や近隣住民から寄せられた意見・要望・苦情については、誠実に対応するものとする。
- (4) 事業者は、本仕様書に明記がない場合であっても、本事業の目的に照らし必要と認められる業務は、市と協議の上、誠実に履行するものとする。
- (5) 本仕様書に関して疑義がある場合は、別途、市と協議することができる。

3 事業の内容

- (1) 実施場所
池田市城南3丁目1番40号（池田市保健福祉総合センター2階）
- (2) 事業の実施日及び実施時間
月曜日から日曜日までの間の週5日以上（祝休日、12月29日から1月3日までの間を除く。）かつ1日6時間以上とする。
- (3) 職員
 - ア 保育士、幼稚園教諭等の資格を有する専任の者を常時2名以上配置するものとし、そのうち1名以上については常勤（原則週40時間程度勤務する者、若しくは原則1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者）の者とする。
 - イ 子育て支援講習会やイベント等で臨時的に職員を配置する場合においては、保育

士、幼稚園教諭等の資格を有する者、若しくは子育て支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識及び経験を有する者を配置するものとする。

ウ ア、イのいずれの者については、池田市の児童福祉行政を十分に理解し、積極的に協力を行うものとする。

(4) 事業内容

ア 基本事業

次の(ア)から(エ)までの取り組みを実施するものとする。

(ア) 子育て親子の交流の場の提供及び交流の促進を行う事業

(イ) 子育て等に関する相談及び援助を実施する事業(絵本、玩具の貸し出し含む)

(ウ) 地域の子育て関連情報を提供する事業

(エ) 月1回以上の子育て及び子育て支援に関する講習等を実施する事業

イ 地域支援

次の(ア)から(ウ)までの取り組みを実施するものとし、(エ)の取り組みの実施に向けた検討を行うものとする。

(ア) 高齢者及び地域学生等地域の多様な世代との連携を継続的に実施する事業

(イ) 地域の団体と協働して伝統文化及び習慣等の行事を実施し、子育て親子の育ちを継続的に支援する事業

(ウ) 地域ボランティアの育成、若しくは町内会及び子育てサークルとの協働による地域活動の活性化等の地域の子育て資源の発掘及び育成を継続的に行う事業

(エ) 事業を利用できない家庭に対して訪問支援等を行う事業

ウ 休日における育児参加促進のための講習会の実施への支援

両親等が共に参加しやすくなるよう休日に育児参加促進に関する講習会を概ね月2回以上実施するものとする。

4 事業の委託料

本事業の委託料は、本事業の運営に係る報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、報償費、需用費(消耗品費、印刷製本費、軽微な修繕料)、役務費(通信運搬費、利用者及び職員の保険料)、使用料及び賃借料、備品購入費(貸出用の絵本及び玩具を含む)を含むものとし、その他運営に必要な設備費等については、池田市と協議するものとする。

5 事業の利用料

本事業において、入場料や利用料は無料とすること。ただし、子育て支援講習会の材料費等利用者が負担することが適当と認められる最低限の実費については、利用者から徴収できるものとする。

6 事業の実施条件

(1) 事業者は、本事業が継続的に運営できるよう十分な体制を整備すること。

- (2) 事業者は、職員の質の向上のため、計画的に研修を受講させること。
- (3) 事業者は、安全管理を徹底し、定期的に防災・避難・救急救命等の訓練を行い、職員に周知徹底を図ること。
- (4) 事業者は、万が一の事故、児童の怪我等が発生した場合は、適切な対応を実施の上、速やかに市へ報告を行うこと。
- (5) 事業者は、日頃からの消毒・清掃や衛生管理を心掛けるとともに、感染症予防対策を徹底すること。
- (6) 事業者は、利用者にかかる賠償責任保険及び傷害保険に加入すること。
- (7) 事業者は、施設の設備については施設管理者の指示に従い、備品については適切な管理のもと使用すること。
- (8) 事業者は、本事業の実施場所が、災害発生時の避難場所や市実施事業の会場として活用される場合があることに留意し、その際は市の指示に従うこと。
- (9) 事業者は、本事業の実施にあたり市関係機関と連携を図ること。
- (10) 事業者は、契約終了時においては次期事業者との引継ぎを適切に実施すること。

7 守秘義務

事業者は、子育て親子への対応に十分配慮するとともに、事業を行うに当たっては、池田市個人情報保護条例（平成16年池田市条例第2号）の規定に基づき、職務上知れ得た秘密を他に漏らしてはならない。なお、本事業が終了した場合も同様とする。

8 事業の報告

- (1) 事業者は、各月に実施した本事業の実績報告書及び相談記録票を、その翌月の10日までに市へ提出するものとする。
- (2) 事業者は、委託期間開始前には事業計画及び予算書、委託期間終了後には事業実施報告及び収支報告を速やかに市へ提出するものとする。